

発行日：平成25年1月
発行元：鎌ヶ谷市消費生活センター
消費生活センターだより（臨時号 vol.8）

注意してください！

『国民生活センターから大切なお知らせ』と書かれた郵便物

それはニセモノです！！

過去、未公開株などの被害に遭った方宛に、「国民生活センターから大切なお知らせ」と書かれた書面が送られていることがわかりました。封筒には、国民生活センターのロゴマークと実際の住所が書かれており、電話番号だけがニセモノでした。また、「国民生活センターをかたる電話にご注意」などと書かれてあり、さもこの書面が本物であるかのように装っています。

*国民生活センターHPにて情報掲載中 http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20121221_1.html

国民生活センター・消費生活センターから、相談したことがない人に対して、「被害を取り戻せます」「被害の実態調査をしています」などと電話・書面で連絡をすることや、特定の事業者について「信用できます」と言うことは絶対にありません。

書面が届いた方には、今後も「被害を取り戻せます」「相談してください」といった書面や電話がくる可能性があります。くれぐれもご注意ください。

※参考のため、郵便物の画像が載せてあります。裏面もご覧ください。

不審な郵便物が届いたら、まず、消費生活センターの相談窓口にご一報ください。

鎌ヶ谷市消費生活センター 047-445-1141 (内線289)

注意：以下のような封書には十分ご注意ください！！！



【国民生活センターから大切なお知らせ】

(1)はじめに

近年、「未公開株」や「社債」「商品相場」「外国の通貨」「事業への投資話」などさまざまな利益関係の消費者トラブルが多発しています。利益関係のトラブルは、契約金額・既に支払った金額ともに非常に高額(平均で500万円以上)で、その内容は深刻なものも少なくありません。2011年5月17日に改正金融商品取引法(注1)が成立、無登録業者による未公開株等の取引に関する表示・勧誘行為の禁止、非上場の株券等の売りつけ等における売買契約の原則無効、罰則の引上げなどの規制が実現することとなりました。改正法は本年11月末日までに施行予定となっています。

(2)国民生活センターからの質問にご注意

本年度より、国民生活センターあるいは国民生活センターの関係者を名乗り、「未公開株の被害にあっていないか。被害を調査している」などの不審な電話についての相談が寄せられています。

電話が来た場合には、過去の契約被害や個人情報を伝えたり、相手に乗っ取りせず、国民生活センター(金融商品相談窓口)にご一報ください。

(3)具体的な例

「当社の代わりに未公開株を買ってくれば、5倍の値段で貰い取る」「市民の方限定で買ってもらっている」「もうすぐ上場する。値上がりは確実だ。」等のセールストークで消費者の購入意欲をあおる勧誘が非常に目立ちます。

勧誘された時点で国民生活センター(金融商品相談窓口)に相談する。

無登録業者による未公開株の販売の場合、契約後にも契約を取り消す事が出来る場合があります。

(注1)「資本市場及び金融業の基礎化のために金融商品取引法等の一部を改正する法律」のこと。

匿名での御相談等も承ります

0120-948-362



書面内に書かれている番号は

二セモノです。絶対に！！

電話しないでください。

*国民生活センターに
フリーダイヤルはありません。



不審な郵便物が届いたら…

消費生活センターまで！！

鎌ヶ谷市消費生活センター

047-445-1141(市役所代表)

平日 10:00~16:00

